

# 栃木県少年サッカー 地域リーグ戦規約 (修正版)

## 1 前期リーグ戦

- ①チビリン県予選上位チーム（県ベスト8以上）を各地域リーグ戦のシードとする。
- ②地域に上位チームがない場合は、地域のチビリン予選の優勝・準優勝・3位をシードとする。

## 2 後期リーグ戦

- ①関東大会県予選上位チーム（県ベスト8以上）を各地域リーグ戦のシードとする。
- ②地域に上位チームがない場合は、地域の関東大会予選の優勝・準優勝・3位をシードとする。
- ③前期の地域リーグ戦の成績も考慮する。

## 3 全日本少年サッカー大会県予選の各地区出場枠

- ①県大会出場枠は64チームを基本とし、各地域の参加チーム数を決定する。
- ②地域の前期リーグ・後期リーグの成績により県大会出場枠を決定する。

## 4 地域リーグ戦参加チーム数

各地域のJFA4種登録チームが参加する。1ブロックにつき9チーム以上で編成する。

## 5 試合数

土曜日・日曜日で、最大2試合とする。3連休も同様で、最大2試合とする。  
（選手の健康とベストな試合開催の為）

## 6 試合時間

20分－5分－20分  
※6月から10月までは各地区にて飲水タイムの導入を検討する。

## 7 試合形式

H&A方式の総当たりリーグ戦とする。1チームあたり、年間最低16試合を確保する。

## 8 地域リーグ戦参加費

年間1チーム ￥20,000－  
※石灰・会場利用料・リーグ戦担当者交通費（弁当代含む） 等

## 9 勝敗表作成

事務局より指定された様式で作成する。（勝－3、分－1、負－0）

## 10 複数チーム参加

「第39回全日本少年サッカー大会栃木県大会要項」を満たしている場合は  
同一団体より複数チーム参加を可とする。

## 11 複数参加チーム間のリーグ戦途中の選手入れ替え

前期終了後に認める。途中では認めない。（監督を含む）  
※代表・コーチ・帯同審判員はその限りではない。

## 12 登録人数・選手証の確認

- ①チームで出場可能な選手を全員登録する（1チームにつき40名まで可能）
- ②JFA発行の選手証を有する選手
- ③選手証の確認は、当日の第1試合のみ行う
- ④移籍した選手があった場合には、各地域リーグ戦監督会議時に提出した「地域リーグ戦参加申込書」に、移籍選手を加除し、すぐに地区理事に提出する。

## 13 移籍選手のリーグ戦への参加について

- ①移籍後、選手証が移籍チームに届いた時点から参加を許可する。
- ②前期の移籍は自由だが、後期の移籍は8月～10月は認めない。
- ③強化の為に移籍は認めない。（引越しによる転校での移籍は認める）

## 14 退場・退席（選手・代表・監督・コーチ）

「第39回全日本少年サッカー大会栃木県大会要項」に準ずる。  
年間適用するが、地域リーグ戦内にて消化する。

## 15 没収試合

監督会議に15分以上遅刻した場合、その他連盟規定に違反した場合は没収試合とする。

※やむを得ない事情で、事前に地区理事に連絡をして、承認された場合はその限りではない。

## 16 棄権

チーム事情により棄権の場合は0-3の没収試合とする。

## 17 特例処置について（県連盟対外的要請→全国・関東・JFA主催トレセン）

運動会、学校の授業、県連盟対外的要請等でリーグ戦開催が困難な場合には、当該チーム・リーグ戦責任者・地区理事の4者により相談し、土曜・日曜で最大3試合の試合数を許可する。

## 18 規律委員会の開催

下記の事項に該当した場合、規律委員会を開催し、懸案事項について協議する。

- ①「地域リーグ戦 参加申込書」に記載されていない選手を出場させた場合
- ②監督会議に15分以上遅刻した場合（公の交通機関の遅れにて遅刻の場合は免除）
- ③審判員・本部に異議を過剰に申し立てた場合
- ④選手に暴言・暴力的な行為をした場合
- ⑤定められた場所以外の喫煙・ゴミ回収・駐車マナー違反
- ⑥保護者の応援にて暴言などのマナー違反
- ⑦特例問題（詐欺的行為、窃盗問題 等）があった場合
- ⑧地域リーグ戦の日に、他の招待大会等に参加していたことが発覚した場合  
※別に定める「暴力・暴言根絶・プレーヤーズファーストを中心に考えて」により裁定する

## 19 ウェルフェアオフィサーの広報活動

- ①リーグ戦責任者、地区理事、地区役員、県理事が任務に当たる。
- ②連盟規定にのっとり、注意・指導をし、特に暴言や暴力につてのマナーの向上に努める。  
※保護者のマナーも含む（駐車場問題・ゴミ・たばこ等）

## 20 結果報告について

- ①事務局の指示に従い、指定の期日までに、前期・後期の結果報告を行う。
- ②事務局は、県協会総会資料添付の為に、県サッカー協会に結果を送付する。

## 2.1 各地域リーグ戦監督会議

- ①指定された様式の、「地域リーグ戦参加申込書」を持参する。
- ②1団体から複数チーム参加の場合も上記同様に準備する。

## 2.2 リーグ戦の試合前の監督会議

- ①リーグ戦開催日ごとに、当日の第1試合開始40分前に監督会議を行う。
- ②リーグ戦開催日ごとに、監督証（D級リフレッシュ講習会受講証）の確認をする。

## 2.3 リーグ戦前期・後期の組み合わせ

- ①本規約の1項、2項の規定に準ずる。
- ②①を踏まえたうえで、前期の組み合わせと後期の組み合わせを変える。
- ③前期同一リーグ内の1位と2位は、後期は別ブロックにする。
- ④地区が3ブロック以上分かれている場合は、全チームに配慮し編成する。

## 2.4 リーグ戦での違反（イエローカード）の累積について

- リーグ戦の累積はリーグ戦の中で消化する。全日本県大会には持ち越さない。  
※ただし、全日本県大会の累積は、全国大会まで持ち越すので注意する。

## 2.5 リーグ戦審判員数

- ①連盟としては主審1名・副審2名・第4審判1名の「4審制」を推奨する。
- ②日程により審判員確保が困難な場合は、当該チーム同士の話し合いにより、1人制審判・2人制審判を選択する。

## 2.6 試合開始

- ①監督会議を、第1試合開始40分前に開催する。
- ②監督会議の方法 ①参加チーム確認、②「地域リーグ戦参加申込書」よりチームの帯同者の確認  
→ この場合の監督は、登録されている監督・コーチなら許可する
- ③当日は、試合参加者20名以内のメンバー票を提出し、チーム登録票で試合前に確認作業をする。
- ④対戦チーム同士にて、ユニフォームと審判員数の確認をする。
- ⑤ユニフォームが同色の場合は、①話し合い、②審判員の立ち会いにてコイントスにて決定する。

## 2.7 メンバー票の提出について

- ①当日の試合に参加する選手20名以内のメンバー票を提出する。
- ②1団体から複数チーム参加の場合も、①と同様の手続きをする。